

八 環 保 第 9 号
令和 3 年 4 月 8 日

協同組合八戸中央建設業協会 殿

八 戸 市 長 小 林 眞
(公 印 省 略)

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 3 版）公表に係る情報提供について

当市の産業廃棄物の適正処理の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

石綿を含む産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）により処理基準が定められており、吹付け石綿や石綿含有保温材等が廃棄物となったものは特別管理産業廃棄物である廃石綿等とされ、その他の石綿含有建材が廃棄物となったものは上乘せの規定が設けられている産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物とされています。

今般、建築物等の解体等を行う際の石綿の飛散を防止することを目的とする大気汚染防止法（昭和 47 年法律第 57 号）が令和 2 年に改正され、すべての石綿含有建材が大気汚染防止法の規制対象となりました。これに伴い、環境省では、石綿含有廃棄物等処理マニュアルを改定したため、下記のとおり情報提供いたします。

皆様におかれましては、本マニュアルをご確認いただき、石綿含有廃棄物の取扱いにご留意いただきましようお願いいたします。

記

1 送付資料

- ・石綿含有廃棄物等処理マニュアルの第 3 版の公表について（令和 3 年 3 月 30 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡）
- ・石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（第 3 版）
- ・石綿含有廃棄物等処理マニュアル改定に係る新旧対照表

2 主な変更点

- ・石綿含有仕上塗材は全て石綿含有産業廃棄物となる
- ・石綿含有産業廃棄物のうち、石綿含有仕上塗材及び石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種は、他の石綿含有産業廃棄物よりも厳重な飛散防止措置等を行うこと

※変更後の石綿を含む産業廃棄物の分類等は別紙を参照ください。

【担当】

八戸市環境部環境保全課 廃棄物対策グループ
今野
〒031-0801 八戸市江陽三丁目 1-111
下水道事務所 3 階
電話：0178-51-6195
E-mail: kankyo@city.hachinohe.aomori.jp

別紙

令和3年4月1日以降の石綿を含む廃棄物の種類（太字が変更点）

廃棄物分類	建材種類	建材具体例
〔特別管理 産業廃棄物〕 廃石綿等	石綿含有吹付け材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、石綿含有ひる石吹付け材、石綿含有パーライト吹付け材等
	石綿含有保温材	石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ひる石保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、石綿含有水練り保温材等
	石綿含有断熱材	屋根用折版裏石綿断熱材、煙突石綿断熱材 等
	石綿含有耐火被覆材	石綿含有耐火被覆材、石綿含有けい酸カルシウム板第2種 等
〔普通 産業廃棄物〕 石綿含有 ^{※1} 産業廃棄物	石綿含有成型板等	石綿含有けい酸カルシウム板第1種 ^{※2} 、その他石綿含有建材（例：スレート、セメント管等）
	石綿含有仕上塗材	石綿含有建築用仕上塗材 ^{※2}

※1 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

※2 石綿含有廃棄物等処理マニュアル第3版に基づき、他の石綿含有産業廃棄物よりも 厳重な飛散防止等措置を行うべきもの